

ヒートアイランド対策関係府省連絡会議設置要綱

平成19年 7月18日

1. 趣旨

ヒートアイランド対策に関係する行政機関が相互に密接な連携と協力を図り、ヒートアイランド対策を総合的に推進するため、「ヒートアイランド対策関係府省連絡会議（以下「会議」という。）」を設置する。

2. 構成

会議は、別記1の職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

3. 幹事会

- （1）会議を補佐するため、会議に幹事会を置く。
- （2）幹事会の構成員は、別記2の職にある者とする。

4. 議事

- （1）会議は、構成員の発意に基づき任意に開催することができる。
- （2）会議には、必要に応じて各府省等の関係者を構成員として追加、あるいはオブザーバーとして参加を要請することができる。
- （3）会議には、必要に応じて特定の議題を検討する検討会等を設けることができる。

5. 事務処理

会議に関する事務は、国土交通省総合政策局環境政策課及び環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室が共同して処理する。

6. その他

- （1）会議に提出された資料は、原則として会議後公開する。
- （2）この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、構成員の合議により定める。

附則

この要綱は、平成19年 7月18日から施行する。

別記 1

内閣官房都市再生本部事務局次長
警察庁交通局長
文部科学省大臣官房政策評価審議官
農林水産省大臣官房技術総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁次長
国土交通省総合政策局長
環境省環境水・大気環境局長

別記 2

内閣官房都市再生本部事務局参事官
警察庁交通局交通規制課長
文部科学省大臣官房政策課長
農林水産省大臣官房環境政策課長
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部政策課長
国土交通省総合政策局環境政策課長
環境省水・大気環境局総務課長
環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室長